# 参議院常任委員会調査室 · 特別調査室

論題	NHKをめぐる主な国会論議 -稲葉会長率いる新体制の下でのNHKの取組-
著者 / 所属	波多野晃大 / 総務委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	459 号
刊行日	2023-8-2
頁	87-101
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip pou_chousa/backnumber/20230802.html

- ※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。
- ※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

# NHKをめぐる主な国会論議

# — 稲葉会長率いる新体制の下でのNHKの取組 —

# 波多野 晃大

(総務委員会調査室)

- 1. はじめに
- 2. NHKをめぐる主な動き
  - (1) 「NHK経営計画(2021-2023年度)」の修正
  - (2) 新会長の就任
  - (3) 令和5年度NHK予算の承認
  - (4) インターネット活用業務に係る不適切な調達手続の是正
  - (5) 公共放送ワーキンググループにおけるインターネット活用業務の位置付けに関する議論
- 3. 主な国会論議
  - (1) 前会長が進めた改革の検証
  - (2) 受信料の値下げと収支均衡への見通し
  - (3) 過労死の再発防止対策
  - (4) インターネット活用業務の在り方
  - (5) インターネット活用業務に係る不適切な調達手続に関する問題
- 4. おわりに

# 1. はじめに<sup>1</sup>

日本放送協会(以下「NHK」という。)が作成する各事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画(いわゆるNHK予算)は、総務大臣の意見を付すとともに、NHKの中期経営計画を添え、内閣を経由して国会に提出し、その承認を得る必要がある(放送法(昭和25年法律第132号)第70条第1項及び第2項)。

令和5年度NHK予算は、「放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件」 (閣承認第1号)として令和5年2月に国会に提出され、3月30日の参議院本会議におい

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 本稿は令和5年7月11日までの情報を基に執筆している(URLの最終アクセスの日付は、いずれも同日)。

て多数をもって承認されたことを受け、国会承認された。

本稿では、NHKをめぐる主な動きを概観するとともに、令和5年度NHK予算に関する事項を中心に主な国会論議を紹介する。

# 2. NHKをめぐる主な動き<sup>2</sup>

#### (1)「NHK経営計画(2021-2023年度)」の修正

令和元年の改正放送法(令和元年法律第23号)により、NHKは3年以上5年以下の期間ごとに中期経営計画を定め、公表しなければならないことが明文化された(放送法第71条の2第1項)。同法に基づき、前田晃伸NHK会長(当時)の下で、「NHK経営計画(2021-2023年度)」の策定<sup>3</sup>(令和3年1月。以下「当初計画」という。)とその修正<sup>4</sup>(令和5年1月。以下「修正計画」という。)が行われた。

#### ア 当初計画の概要

# (ア) 重点項目

当初計画では、「既存業務を抜本的に見直し、放送波を整理・削減するとともに550億円規模の支出削減を行」うとし、以下の五つの重点項目を挙げ、スリムで強靭な「新しいNHK」となることを目指すとした。

#### 図表 1 経営計画における重点項目

- 1. 安全・安心を支える 「命と暮らしを守る」報道を強化し、より強靱なネットワークを構築
- 2. 新時代へのチャレンジ 最新の技術を活用し、高品質なコンテンツを合理的なコストで提供
- 3. あまねく伝える 確かな情報・サービスを一人ひとりに届け、分断化・多層化した社会をつなぐ
- 4. 社会への貢献 地域の情報発信強化や日本の放送・メディア業界の発展に貢献
- 5. 人事制度改革 組織の機能を最大限発揮するための"人財"改革を推進

(出所) NHK「NHK経営計画(2021-2023年度)」

#### (イ) 放送波の整理・削減

放送波の削減について、当初計画では、衛星波のうち、右旋 $^5$ の3波(BS1・BSP・BS4K)について、令和5年度中に2K(BS1・BSP)のうち1波を削減するとし、「将来的には4Kの普及状況を見極めて、1波への整理・削減も視野に入れて検討を

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> NHKの受信料の適正かつ公平な負担を図るための制度の整備(受信料値下げのための還元目的積立金制度の導入等)等が盛り込まれた令和4年の改正電波法・放送法(令和4年法律第63号)の内容については、遠藤和宏「電波法及び放送法の一部を改正する法律案-改正法の概要と国会における主な議論-」『立法と調査』第448号(令4.7.29)を、NHKが他の放送事業者と中継局設備を共同利用するための規定の整備等が盛り込まれた令和5年の改正放送法・電波法(令和5年法律第40号)の内容については、田中駿行「放送事業者の経営基盤の強化に向けて-放送法及び電波法改正案をめぐる国会論議-」『立法と調査』第458号(令5.7.11)を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> NHK「NHK経営計画(2021-2023年度)」(令3.1.13) <a href="https://www.nhk.or.jp/info/pr/plan/assets/pdf/2021-2023\_mix.pdf">https://www.nhk.or.jp/info/pr/plan/assets/pdf/2021-2023\_mix.pdf</a>

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> NHK「NHK経営計画(2021-2023年度)の修正について」(令5.1.10)<a href="https://www.nhk.or.jp/info/pr/plan/assets/pdf/2021-2023\_setsumei\_syuusei.pdf">https://www.nhk.or.jp/info/pr/plan/assets/pdf/2021-2023年度)修正部分」(令5.1.10)<a href="https://www.nhk.or.jp/info/pr/plan/assets/pdf/2021-2023\_keikaku\_syuusei.pdf">https://www.nhk.or.jp/info/pr/plan/assets/pdf/2021-2023\_keikaku\_syuusei.pdf</a>

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 衛星放送では、らせん状に回転する電波を用いており、その回転方向が進行方向に向かって右回りのものを 右旋円偏波、左回りのものを左旋円偏波と呼んでいる。

進め」るとした。また、音声波については、令和7年度に現在の3波(R1・R2・FM)から2波(AM、FM)へ「整理・削減する方向で検討を進め」るとした。

#### (ウ) 受信料の値下げ

受信料の値下げについて、当初計画では、「支出の削減に加えて、さらなるコストの圧縮を進め、新放送センターの建設計画の抜本的な見直しや経営努力によって生み出した剰余金を積み立てる仕組みの導入なども行い、還元の原資として事業規模の1割にあたる700億円程度を確保」した上で、「衛星波の削減を行う2023年度に受信料の値下げを行う方針」であるとしたほか、「値下げの詳細の決定にあわせて、本経営計画の修正」を行うとした。

#### イ 修正計画の概要

#### (ア) 重点項目

修正計画では、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢等の環境変化の加速に伴う新たな課題に対応するため、二つの重点項目(1. 安全・安心を支える、3. あまねく伝える)を強化するとともに $^6$ 、強化する項目については、徹底した構造改革により原資を確保した上で、更に80億円規模の追加の支出削減に取り組むとしている。

#### (イ) 衛星波の整理・削減

修正計画では、衛星波 1 波の削減時期について、令和 5 年12月に新BS 2 K(仮称)と新BS 4 K(仮称) $^7$ への再編を行い、その後、2 Kのうち 1 波は、画面上の周知等を行った上で令和 6 年 3 月末には完全に停波するとしている。また、実施に当たっては、新BS 2 Kでは当面、教養番組やエンターテインメント、ドラマなど新BS 4 Kで放送する番組の一部も編成し、2 Kテレビで衛星放送を視聴する際の利便性を確保するとしている $^8$ 。

#### (ウ) 受信料の値下げ

修正計画では、構造改革による支出削減に加えて、経営努力によって生み出した「財政安定のための繰越金」<sup>9</sup>を活用し、当初計画を上回る1,500億円規模を還元の原資として充当することにより(図表2参照)、衛星契約・地上契約のいずれについても、令和5年10月から1割値下げするほか<sup>10</sup>、学生への免除を拡大し、被扶養の学生についても原則

<sup>6</sup> 修正計画では、「"安全・安心"の追求」として、「災害のみならず、安全保障、感染症、地域課題など、暮らしの安全を支える「信頼できる情報」の発信を強化」するとしているほか、「"あまねく"の追求」として、「地域インフラへの投資を強化し、放送通信融合の時代に、世代や場所にかかわらず「放送の価値」を届け続け」るとしている。

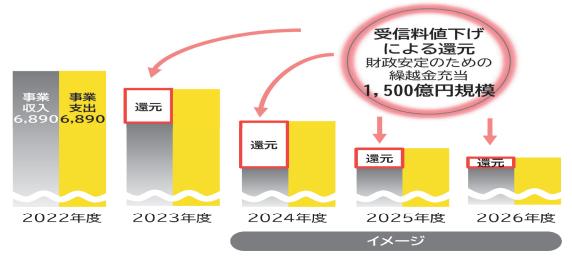
<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> NHKの林理恵メディア総局長(当時)は、令和5年4月の定例記者会見において、新たな衛星放送のチャンネル名を「NHK BS」、「NHK BS プレミアム4K」とすると公表した。

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> このほか、地震・津波等の大規模災害が発生した際には、これまでどおり衛星放送でも臨時ニュース等を放送するとしているほか、東京の放送センターが被災し放送ができなくなった場合は、大阪放送局から新BS 2 Kに送信し、全国の放送局が受信して放送するとしている。

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> NHKは、「財政安定のための繰越金」について、「大規模な災害、事故、物価の高騰など経済状況の急激な変化による事業収支の悪化に対応するほか、設備投資の財源として、減価償却資金など、当年度の自己資金で賄えない場合などに充てるため」のものであり、「受信料の増収や経費の削減など、これまでの経営努力によって生み出した内部資金の累計」であると説明している。(第208回国会参議院総務委員会会議録第10号14頁(令4.6.2))

<sup>10</sup> 現行の受信料月額は、地上契約が1,225円 (口座・クレジット) 又は1,275円 (継続振込等)、衛星契約が2,170

受信料を免除するとしている11。



図表2 受信料値下げによる環元

(出所) NHK「NHK経営計画 (2021-2023年度) の修正について」

# (エ) 財政安定のための繰越金を活用したその他の還元

修正計画では、財政安定のための繰越金を活用し、視聴者の将来負担の軽減に向けて 先行投資を行うとしている。具体的には、①ネットワークコスト削減等、視聴者の将来 負担の軽減につながる先行支出として総額600億円、②日本のコンテンツ産業全体の視 点から、公共的コンテンツの創造・展開の強化に係る支出として総額100億円を計上して いる。

このほか、災害時等の視聴者負担の増加抑止のため、少なくとも500億円程度の財政安定のための繰越金を確保できるよう、財政安定化に取り組むとしている。

#### (2)新会長の就任

令和5年1月に、前田晃伸会長(当時)(元(株)みずほフィナンシャルグループ取締役会長)の任期満了に伴い、稲葉延雄氏(元日本銀行理事、元(株)リコー リコー経済社会研究所参与)が新たにNHK会長に就任した。

稲葉会長は、就任記者会見において、人事制度改革(後述)等の前田前会長が進めてきた改革について、「業務の効率化を大胆に進めることで、受信料値下げに伴う収入の減少を収支均衡に持っていく道筋について、おおむねメドをつけていただいた」としつつ、自身の役割を「改革の検証と発展」とした上で、「若干のほころびやマイナス面が生じている部分があるかもしれません」とし、「もしそうであれば、丁寧に手当てをしながら、ベストな

円(口座・クレジット)又は2,220円(継続振込等)であるが、令和5年10月から、値下げとともに支払方法の多様化を踏まえて料額が一本化され、地上契約が1,100円、衛星契約が1,950円となる。

<sup>11</sup> NHKは現在、①奨学金受給対象の学生、②授業料免除対象の学生、③市町村民税非課税世帯の学生、④公的扶助受給世帯の学生を受信料の全額免除の対象としている。

姿に持っていきたい」と述べた<sup>12</sup>。

# (3) 令和5年度NHK予算の承認

令和5年1月に、令和5年度NHK予算が同月に開かれた経営委員会での議決を経て、 総務大臣に提出された。同予算の収支予算(一般勘定)は、同年10月から実施される受信 料値下げの影響等により、事業収入が6,440億円(前年度比450億円減)、事業支出が6,720 億円(前年度比170億円減)となった結果、事業収支差金は280億円の赤字となり、令和3 年度以来2年ぶりの赤字予算となった<sup>13</sup>。

同予算に対して付された総務大臣の意見では、同予算の執行に当たって、「公共放送として提供する放送番組の質を維持しつつ、引き続き、公共放送の役割を果たすために必要な事業規模について不断の見直しを行い、事業経費の一層の合理化・効率化に取り組むとともに、受信料の適正かつ公平な負担の徹底に向けた取組を着実に進め、受信料収入と事業規模との均衡を早期に確保していくことが求められる」とされた<sup>14</sup>。

同予算は同年2月に国会に提出され、3月14日及び16日の衆議院総務委員会での審査を経て、同月24日の衆議院本会議において多数をもって承認され、参議院に送付された。参議院においては、同月30日の総務委員会での審査を経て、同日の本会議において多数をもって承認された。なお、衆参の総務委員会において、それぞれ附帯決議が付された<sup>15</sup>(以下、令和5年度NHK予算に対して参議院総務委員会が付した附帯決議を「参議院の附帯決議」という。)。

#### (4) インターネット活用業務に係る不適切な調達手続の是正

令和5年5月29日、報道において、NHKには現状、衛星放送番組のインターネット配信が業務として認められていないにもかかわらず、NHKが令和5年度NHK予算に配信の関連支出(設備費用)として約9億円を盛り込んでいたと報じられた $^{16}$ 。

この問題について、NHKは翌30日に報道資料を公表し、インターネット活用業務(後述)に係る設備調達で、内部手続が適切ではなかったと考えられる事項があったと発表し

<sup>12</sup> NHK「稲葉延雄会長 就任記者会見 会見要旨」(令5.1.25) <a href="https://www.nhk.or.jp/info/pr/toptalk/assets/pdf/kaichou/k2301\_2.pdf">https://www.nhk.or.jp/info/pr/toptalk/assets/pdf/kaichou/k2301\_2.pdf</a>

<sup>13</sup> 事業収支差金の不足額については、財政安定のための繰越金(令和4年度末見込み:2,581億円)の一部をもって補塡するとしている。また、令和5年度NHK予算では、財政安定のための繰越金のうち1,920億円を還元目的積立金(後述)に組み替えることを想定しており、令和5年度末における財政安定のための繰越金は381億円(見込み)となっている。なお、令和4年の改正電波法・放送法で導入された還元目的積立金制度では、NHKは決算において、プラスの事業収支差金が生じたときは、当該事業収支差金のうち、財政安定のために留保する一定額(総務省令で上限を規定)を除いて、還元目的積立金として積み立てなければならず、同積立金は原則として次期中期経営計画において受信料の値下げの原資に充てなければならないこととされている(放送法第73条の2)。

<sup>&</sup>lt;sup>14</sup> 総務省「日本放送協会令和5年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見」(令5.2.8) 〈https://www.soumu.go.jp/main\_content/000860322.pdf〉

<sup>15</sup> 衆参の附帯決議については、それぞれ衆議院ウェブサイト〈https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\_rc home.nsf/html/rchome/Futai/soumu435E21968C1D6B0549258981000B0DA5.htm〉、参議院ウェブサイト〈https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/current/f064\_033001.pdf〉を参照。

<sup>16 『</sup>朝日新聞DIGITAL』(令5.5.29) 〈https://www.asahi.com/articles/ASR5Y6GYQR5XULZU004.html〉

た17 (この問題の主な経緯は図表3を、主な国会論議は後掲3.(5)を参照)。

図表3 インターネット活用業務に係る不適切な調達手続に関する問題の主な経緯

年月	主な内容
令和4年	・14日、稟議18で「NHKプラスにおける衛星放送番組の配信対応整備」の調達開始を決定す
12月	る。その際、令和5年度の事業計画では①BS番組の周知広報配信、 <u>②地上波配信の局内</u>
	<u>設備障害時のバックアップ</u> の設備整備として予算が計上されたが、稟議では、①BS番組
	の周知広報配信、②衛星波の同時・見逃し配信の設備整備として調達開始を決定する。
	・インターネット活用業務実施基準で定められていない衛星波の同時・見逃し配信を名目と
	する設備が含まれているにもかかわらず <sup>19</sup> 、令和5年度NHK予算との明確な関係につい
	て内外に十分な説明が行われないまま手続が進められる。
令和5年	・10日、令和5年度NHK予算が経営委員会の議決を経て総務大臣に提出される。
1月	・25日、稲葉会長が就任する。
3月	・30日、令和5年度NHK予算が国会で承認される。
4月	・NHK内で本事案を覚知し、関連業務を一時停止するとともに内部調査を開始する。
5月	・15日、内部調査の結果、衛星放送の同時配信のみのための開発は未契約であり、違法性が
	疑われる支出がないことを確認する。
	・16日、一連の稟議、契約の手続についてガバナンス・内部統制上問題がないとは言えない
	ことから、経営委員会に報告を行う。
	・17日、内部調査の結果を受け、今回問題となった稟議について、今後も違法性が疑われな
	いよう内容を是正するとともに、目的を明確化した上で関連業務を再開する。具体的な対
	応は以下のとおり。
	①BS番組の周知広報配信→当初の計画どおり整備を進める。
	②衛星波の同時・見逃し配信
	→衛星波の同時・見逃し配信のみに必要な設備整備は契約せず中止するとともに、設備整
	備の目的を令和5年度の事業計画で想定していた「 <u>地上波配信の局内設備障害時のバッ</u>
	<u>クアップ</u> 」に変更する。
	・29日、一連の経緯と措置について総務省に報告を行う。
	・30日、NHKウェブサイト上で本事案に関する報道資料を公表する。会長の直下に弁護士
	等から成る検討会を設置し、意思決定プロセスなどの徹底した改革を行うことを発表する。

(出所) NHK「インターネット活用業務に係る不適切な調達手続きの是正について」及び公共放送ワーキンググループ (第9回)(令5.6.7)資料9-1「日本放送協会提出資料」より作成

# (5) 公共放送ワーキンググループにおけるインターネット活用業務の位置付けに関する 議論

総務省は、デジタル時代における放送の将来像や放送制度の在り方について検討することを目的として、令和3年11月より「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検

<sup>&</sup>lt;sup>17</sup> NHK「インターネット活用業務に係る不適切な調達手続きの是正について」(令5.5.30) <a href="https://www.nhk.or.jp/info/otherpress/pdf/2023/20230530\_1.pdf">https://www.nhk.or.jp/info/otherpress/pdf/2023/20230530\_1.pdf</a>

<sup>&</sup>lt;sup>18</sup> NHKは稟議について、「措置された予算の中で、5億円を超える契約や調達について、関係役員等の審査・承認を経て会長が可否を決定する仕組み」と説明している(公共放送ワーキンググループ(第9回)(令5.6.7)資料9-1「日本放送協会提出資料」)。

<sup>19</sup> NHKのインターネット活用業務の内容や範囲などは、総務大臣の認可を要するインターネット活用業務実施基準で定められている。現行の実施基準では、衛星放送番組はインターネット配信できる放送番組に含まれておらず、衛星放送番組のインターネット配信を行う場合には同実施基準の変更が必要になる。

討会」を開催している。同検討会は令和4年9月、インターネットを含めて情報空間が放 送以外にも広がる中において、信頼性の高い情報発信などの放送コンテンツの価値を情報 空間全体に浸透させる観点から、NHKのインターネット配信の在り方等について検討す ることを目的に、同検討会の下に「公共放送ワーキンググループ」(以下「公共放送WG」 という。)を設置し、NHKのインターネット活用業務の必須業務化等について議論を重ね ている。

#### ア インターネット活用業務の概要

NHKの業務の範囲は、放送法第20条に限定列挙されており、①国内放送、調査研究、 国際放送といったNHKが行うことを義務付けられている「必須業務」(第1項)、②N HKの目的20を達成するための業務であって、その実施がNHKの判断に任されている 「任意業務」(第2項)、③目的と関わりのない業務であって、必須業務や任意業務の円 滑な遂行に支障のない範囲で行うことができる「目的外業務」(第3項)がある。このう ち、インターネット活用業務は、②の任意業務として位置付けられている。

インターネット活用業務の実施に当たっては、NHKが定めるインターネット活用業 務実施基準を総務大臣が認可する仕組みとしている(第10項)。また、インターネット活 用業務のうち、一般利用者向けに受信料を財源として行う業務門の実施費用は、同実施基 準において、「年額200億円を超えないものとする」とされている22。

#### NHKのインターネット活用業務の制度的位置付け 図表4

NHKプラス、NHKオンデマンドなどのインターネット活用業務は、NHKの「任意業務」として実施。 実施に当たっては、NHKが定める実施基準を総務大臣が認可する仕組みとしており、「必須業務」である放送を補完 するものとして、「目的達成に貧すること」「過大な費用を要するものでないこと」「受信料制度の趣旨に照らして不適切 でないこと」などを要件としている。



#### インターネット活用業務実施基準 (総務大臣認可)

- インターネット活用業務の種類・内容・実施方法
- インターネット活用業務の実施に要する費用に関する事項
- ・料金その他の提供条件に関する事項



過大な費用を要するものでないこと

・受信料制度の趣旨に照らして不適切ではないこと 等

(出所)公共放送ワーキンググループ(第1回)(令4.9.21)資料1-3「公共放送の現状について」

<sup>&</sup>lt;sup>20</sup> 放送法第15条において、NHKは、「公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊 かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務 を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする」と定められている。

<sup>21</sup> 放送番組等をインターネットを通じて一般の利用に供する業務(放送法第20条第2項第2号の業務)のうち、 専ら受信料を財源として行うもの。例えば、NHKプラスやNHK公式アプリ等のサービス。

<sup>&</sup>lt;sup>22</sup> NHKが令和5年1月に公表した「2023年度(令和5年度)インターネット活用業務実施計画」では、当該 業務の実施費用として197億円を計上している。

#### イ 構成員等の主な意見

公共放送WG<sup>23</sup>において、構成員からは、「これまでマスメディアとしてNHKは貢献してきた以上、これから将来のインターネット展開は必然であり、また、本来やるべき業務である」とする意見が上がった。一方、(一社)日本新聞協会メディア開発委員会からは、「NHKが受信料を財源にインターネット活用業務を際限なく拡大すれば、公正な競争が阻害され、言論の多様性やメディアの多元性が損なわれ、国民や社会に不利益を及ぼしかねない」とする意見が上がった。また、(一社)日本民間放送連盟からは、「インターネット活用業務の必須業務化などを検討するならば、NHKはその趣旨や業務内容を具体的に説明すべき。その上で、関係する民間事業者や視聴者・国民の意見を広く聴取し、丁寧な議論を行うべき」とする意見が上がった<sup>24</sup>。

これを受け、NHKは令和5年5月の公共放送WG(第8回会合)において、NHKのインターネット活用業務に関する基本的な考え方や必須業務化された際に想定している業務内容等について説明を行った。その中で、NHKは、インターネット活用業務の必須業務化に際しては、「「放送と同様の効用」をもたらす範囲に限って実施していくのが適切と考える」とする見解等を示した<sup>25</sup>。これに対し、構成員からは、「「放送と同様の効用」の定義が分からない」といった指摘がなされるなど、NHKに対してより具体的な説明を求める意見が上がった<sup>26</sup>。

なお、公共放送WGは同年6月以降も随時開催しており、同年7月末頃の取りまとめを予定している $^{27}$ 。

#### 3. 主な国会論議

#### (1) 前会長が進めた改革の検証

#### ア 「検証と発展」の具体的な考え方

稲葉会長が就任記者会見等において、前田前会長が進めた改革の「検証と発展」に取り組むと述べたことを受け、「検証と発展」の具体的な考え方について質疑がなされた。これに対し、稲葉会長は、「これまでの改革路線を大きく変えるということなどは全く考えていない」とした上で、前田前会長が進めた改革について、「大胆な改革でございましたので、あるいはその綻びが出ているかもしれませんので、そういうものについては丁寧に手当てをして、問題がない部分はこれまでどおり進めて発展させ」ていくと答弁したほか<sup>28</sup>、改革全般に関してこれまでの取組を検証するチーム(以下「検証チーム」とい

<sup>&</sup>lt;sup>23</sup> 公共放送WGには、有識者から成る構成員(主査:三友仁志早稲田大学大学院アジア太平洋研究科 教授) に加え、オブザーバーとしてNHKや(一社)日本民間放送連盟が参加しているほか、(一社)日本新聞協会 メディア開発委員会もヒアリングに出席している。

<sup>24</sup> 公共放送ワーキンググループ (第4回) (令4.12.22) 資料4-5「これまでの議論の整理 (事務局説明資料)」

<sup>25</sup> 公共放送ワーキンググループ (第8回) (令5.5.26) 資料8-1「日本放送協会提出資料」

<sup>&</sup>lt;sup>26</sup> 公共放送ワーキンググループ (第9回) (令5.6.7) 資料9-2「前回会合における質問事項への回答 (日本放送協会)」

<sup>&</sup>lt;sup>27</sup> 放送業界に係るプラットフォームの在り方に関するタスクフォース (第1回)(令5.6.19)資料1-2「放送業界に係るプラットフォームの在り方に関するタスクフォースについて (事務局説明資料)」

<sup>28</sup> 第211回国会参議院総務委員会会議録第8号13頁(令5.3.30)

う。)を令和5年3月に立ち上げ、検証作業を開始しており、なるべく早く一定の方向性を出し、その結果を次期中期経営計画に反映させることができるよう取組を進めていきたい旨答弁した<sup>29</sup>。

また、検証チームの位置付けと構成について、稲葉会長は、現場の各部局から幅広く 意見を集める役割を果たしてもらうことを目的に、会長と副会長の直下に設置したもの であり、検証チームのメンバーは、各職場の状況を俯瞰的に把握できる専任局長や部長 クラスの職員20名ほどを指名した旨答弁した<sup>30</sup>。

#### イ 人事制度改革

稲葉会長は、「検証と発展」に取り組む具体的な一例として人事制度改革を挙げた<sup>31</sup>。 前田前会長の下では、縦割りの弊害や年功序列を排して職員の能力を最大限引き出すこ とを目指し、公募による若手管理職の登用や職種別採用の廃止、早期退職制度の導入な どの新たな人事施策が打ち出されたが<sup>32</sup>、NHKは、こうした人事制度改革について、 「労働組合や職員からは、人事制度改革の理念に対する共感や若手の人材抜てき、柔軟 な働き方の実現への期待感がある一方で、専門性やベテラン層が置き去りになっていな いか、また、短期間で大きく変えたことによって将来の自分のキャリアパスがイメージ しづらいといった声も聞こえております」と答弁した<sup>33</sup>。

稲葉会長は、前田前会長の下で行われたこうした人事制度改革について、当初の狙い どおりに制度や運用が十分機能していない可能性もあると考えられるため、検証を進め たい旨答弁した<sup>34</sup>。具体的には、人事評価や考課の仕方、その結果を踏まえた異動や配置 などの施策について、弾力的な人事制度の運用となっているのか検証したい旨答弁し た<sup>35</sup>。

また、職場内の風土の改善、コミュニケーションの活性化に関する稲葉会長の見解についても質疑がなされ、稲葉会長は、前述の検証チームの設置に加え、改革の検証と発展に関する本格的な議論を行う場として新たに役員検討会を設け<sup>36</sup>、NHK全体の課題を中心として率直に意見交換する仕組みを整えたとした上で、会長自身も現場に足を運び、職員と直接意見交換していく旨答弁した<sup>37</sup>。

# ウ 訪問によらない営業活動への転換

<sup>29</sup> 第211回国会衆議院総務委員会議録第7号14頁(令5.3.14)

<sup>30</sup> 第211回国会参議院総務委員会会議録第8号13頁(令5.3.30)

 $<sup>^{31}</sup>$  第211回国会参議院総務委員会会議録第 8 号13頁(令5.3.30)

<sup>32</sup> NHK「2021年度第1四半期業務報告」(令3.7.20) <a href="https://www.nhk.or.jp/info/pr/quarter/assets/pdf/2021-001.pdf">https://www.nhk.or.jp/info/pr/quarter/assets/pdf/2021-001.pdf</a>

<sup>33</sup> 第211回国会参議院総務委員会会議録第8号22頁(令5.3.30)

<sup>34</sup> 第211回国会参議院総務委員会会議録第8号13頁(令5.3.30)

<sup>35</sup> 第211回国会参議院総務委員会会議録第8号13頁(令5.3.30)

 $<sup>^{36}</sup>$  稲葉会長は、令和5年4月の定例記者会見において、役員検討会を設置した狙いとして、「理事会あるいは役員会は、ルーティーン的(定例的)な議題をさばきながら決定していくという場面が多いのですが、そういう会議体のほかに、もっと自由に、もっと包括的に議論ができるような場が欲しい」と考え、同検討会を設置したと説明した(NHK「稲葉延雄会長 4月定例記者会見要旨」(令5.4.19)〈https://www.nhk.or.jp /info/pr/toptalk/assets/pdf/kaichou/k2304.pdf〉)。

<sup>37</sup> 第211回国会参議院総務委員会会議録第8号23頁(令5.3.30)

NHKでは、受信契約の徹底と受信料の確実な収納を図るため、地域スタッフ<sup>38</sup>や法人委託等により契約・収納業務(巡回訪問営業)を実施してきたが、令和3年1月に公表された当初計画では、「ポストコロナ時代を見据え、訪問によらない効率的な営業活動への移行で経費を削減する」とし、外部委託法人などへの委託費の見直し、訪問要員の削減などを進め、営業経費率<sup>39</sup>が10%を下回ることを目指すとされた。

訪問によらない営業活動の具体的な内容について、NHKは、「インターネットを通じた視聴者の皆様との接点の拡大、電力・ガス事業者など外部企業との連携強化、特別あて所配達郵便 $^{40}$ の活用などを通じて契約していただけるよう取り組んでいる」と答弁しており $^{41}$ 、こうした取組により、令和 5 年度の営業経費率は昨年度に続き10%を下回る計画であるとした $^{42}$ 。

質疑者からは、訪問によらない営業活動へと業務モデルの転換が図られたことに伴い、契約件数の減少<sup>43</sup>について今後どのような見通しを持っているのか、また、若者を中心としたテレビ離れが進む中、今後の営業の在り方も含めてどのように取り組んでいくのかが問われた。これに対し、NHKは、「放送、イベントやインターネット等、様々な接点において、多様で質の高いコンテンツ、サービスを提供するとともに、公共放送の役割や受信料制度の意義について丁寧にお伝えして、自主的に契約を届けていただけるよう取り組んでいる」とした上で、「訪問だけに頼らない営業活動への転換には一定の時間がかかると考えておりますが、引き続き受信料の公平負担と収入の確保に努めてまいりたい」と答弁した<sup>44</sup>。

また、訪問営業の取りやめという方針に変更はないかとの問いに対し、稲葉会長は、「訪問営業をやめる方針に全く変わりはございません」とした上で、現行の委託制度が令和5年度に終了する予定であり、その段階で完全に巡回型の営業活動をやめる旨答弁した $^{45}$ 。一方、NHKは、「現行の地域スタッフ制度は2023年度末で終了いたしまして、2024年度より新しい個人委託制度を開始することを計画」しているとも答弁しており $^{46}$ 、令和6年度以降の営業活動の具体的な方針が注目される。

なお、参議院の附帯決議においては、「公共放送の存在意義及び受信料制度に対する国 民・視聴者の理解を促進し、受信契約の締結は視聴者の理解を得た適正なものでなけれ ばならないことを認識した上で、訪問によらない営業への転換に伴う契約件数への影響

<sup>38</sup> 委託契約に基づき、受信料の契約・収納業務を行うスタッフ。

<sup>39</sup> 受信料収入に対する営業経費の割合。

<sup>&</sup>lt;sup>40</sup> 受取人の氏名が不明であっても、住所等が分かっていれば郵便物を配達することができる日本郵便のサービス。

<sup>41</sup> 第211回国会参議院総務委員会会議録第8号3頁(令5.3.30)

<sup>&</sup>lt;sup>42</sup> 第211回国会衆議院総務委員会議録第8号14頁(令5.3.16)。なお、各事業年度のNHK予算では、令和4年度の営業経費率を9.3%、令和5年度の営業経費率を9.7%としている。

<sup>&</sup>lt;sup>43</sup> 令和 5 年度NHK予算では、令和 4 年度末の契約総数について前年度比43万件の減少を見込んでいる。なお、令和 5 年 4 月に公表された「2022年度第 4 四半期業務報告」(令5.4.25) 〈https://www.nhk.or.jp/info/pr/quarter/assets/pdf/2022-004.pdf〉では、令和 4 年度末の契約総数について、前年度比10.7万件の減少であったとしている。

<sup>44</sup> 第211回国会衆議院総務委員会議録第8号10頁(令5.3.16)

<sup>&</sup>lt;sup>45</sup> 第211回国会参議院総務委員会会議録第8号20頁(令5.3.30)

<sup>&</sup>lt;sup>46</sup> 第211回国会衆議院総務委員会議録第8号14頁(令5.3.16)

等の検証を着実に実施し、検証結果を踏まえた営業活動の一層の合理化・適正化に向けて不断の見直しを行い、公平負担の観点から、受信料支払率の向上に努めること」とされた。

#### (2) 受信料の値下げと収支均衡への見通し

#### ア 受信料値下げの具体的な内容

令和5年10月から実施される受信料値下げの具体的な内容について、NHKは、「これまでの構造改革などの成果を視聴者の皆様に還元をするために、今年(令和5年)10月から衛星契約、地上契約共に1割の値下げ」を行うとともに、「継続振り込み料金の口座、クレジット料金との一本化も実施」するとしており、その結果、「衛星契約の方は最大で年間3,240円の値下げ、地上契約の方は年間2,100円の値下げとなります」と答弁した<sup>47</sup>。また、経済的に厳しい環境にある独り暮らしの学生の負担軽減を図るための学生免除の拡大も実施するとしており、「現在、親元等から離れて暮らしていて受信料を半額割り引く家族割引の対象になっていらっしゃる学生さん、そのほぼ全てが全額免除というふうになるというふうに想定」しており、「この免除拡大につきましても、実施時期は値下げと同じ今年(令和5年)10月を予定」していると答弁した<sup>48、49</sup>。

# イ 収支均衡への見通し

NHKは、令和 5 年10月から実施する受信料値下げの影響等により、今後赤字予算が続くことを想定している(図表 2 参照)。また、令和 4 年12月の経営委員会で公表された NHKの収支見通しに関する資料 $^{50}$ では、令和 9 年度の収支均衡を目指し、支出規模を段階的に縮減するとしており、令和 5 年度NHK予算において6,720億円と計上されていた事業支出を令和 9 年度には5,900億円にすることにより、収支均衡を図るという見通しを示している。

質疑者からは、契約件数が減少する中、令和9年度の収支均衡は達成可能なのか、また、令和9年度の収支均衡は必達目標なのか問われた。これに対し、稲葉会長は、前田前会長の下で行われた試算の想定どおり受信料収入が上がってくるか、また、財務の効率化が想定どおり実現するかどうかについてまだ不確定な部分があるため、そうした動きを加味しながら、令和6年度からの次期中期経営計画において、収支均衡に向けた具体的な施策を示したい旨答弁した<sup>51</sup>。

また、事業規模の縮減について、稲葉会長は、「デジタルテクノロジーなどをうまく加味することによってコンテンツの制作コストをそれでもって引き下げ、全体として高品

<sup>47</sup> 第211回国会参議院総務委員会会議録第8号17頁(令5.3.30)

<sup>48</sup> 第211回国会参議院総務委員会会議録第8号17頁(令5.3.30)

<sup>49</sup> 総務省は令和5年6月、NHKから申請のあった日本放送協会受信規約の変更(同年10月からの受信料値下げ)及び日本放送協会受信料免除基準の変更(学生への受信料の免除拡大)をそれぞれ認可した。

<sup>50</sup> NHK経営企画局「経営委員会の懸念事項・質問について〜収支見通しについて〜」(令4.12.20) <a href="https://www.nhk.or.jp/keiei-iinkai/giji/shiryou/1415\_shingi01.pdf">https://www.nhk.or.jp/keiei-iinkai/giji/shiryou/1415\_shingi01.pdf</a>。 当該資料は、「日本放送協会第1415回経営委員会議事録」(令4.12.20) <a href="https://www.nhk.or.jp/keiei-iinkai/giji/g1415.html">https://www.nhk.or.jp/keiei-iinkai/giji/g1415.html</a> において公表されている。

<sup>51</sup> 第211回国会参議院総務委員会会議録第8号19頁(令5.3.30)

質のコンテンツを効率的な価格で提供できるというようなところを模索してまいりたい」とした上で、経営改革の第二弾としてデジタルテクノロジーの活用が本丸である旨答弁した<sup>52</sup>。

なお、参議院の附帯決議においては、「協会は、国民・視聴者に対する還元等により、 当面、事業収支差金の赤字が見込まれていることを踏まえ、必要な還元を進めつつも、 不断の経営改革により、できる限り早期に赤字予算を解消し、受信料収入と事業規模と の均衡を確保すること」とされた。

### (3) 過労死の再発防止対策

NHKでは、首都圏放送センターの記者が平成25年に亡くなり、翌年に労働基準監督署から長時間労働による過労死として認定されたことを受け、平成29年に「NHKグループ働き方改革宣言」を策定するなど、業務の体制や進め方、勤務制度の見直し等を行ってきた。しかしながら、NHKから令和4年9月、令和元年に亡くなった男性管理職について、令和4年8月に労働基準監督署から労災認定されたことが公表され<sup>53</sup>、過労死の再発が明らかになった。

質疑者からは、職員の命と健康を守るという視点で今後どのような対策を講じるのか問われた。これに対し、NHKは、「これまで健康確保の取組を幅広く進めてまいりましたが、一人一人の状況に合わせたきめ細かな対応が十分ではなかったと考えております」とした上で、「法定時間外労働、法定休日労働や、出勤から退勤までの時間を1か月合計する健康管理時間、休んだ日数などに基準を設け、基準を超えた職員について、健康状態を加味した上で産業医面接指導を必須化」するとともに、「部局長による課題の把握と業務改善も実施し、健康確保施策の強化を図ってまいります」と答弁した<sup>54</sup>。

なお、参議院の附帯決議においては、「協会は、過労により職員が亡くなる事態が再発してしまった事実を厳粛に受け止め、過労死の再発防止のため、協会の業務に携わる者の命と健康を最優先に確保し、適正な業務運営と労働環境改善に全力で取り組むこと」とされた。

#### (4) インターネット活用業務の在り方

インターネット活用業務の今後の展望について、稲葉会長は、「現在の放送法では、NH Kのインターネット活用業務は放送の補完という位置づけになってございますけれども、放送と通信の融合が進んでいる海外などと比べますと、社会の現状に合わなくなってきているのではないかというふうに考えております」とした上で、「インターネットでは、一方で、フェイクニュースなど様々な問題も指摘されておりまして、そうした中では、NHK としても、インターネット上においても放送と同様の公共的な役割が必要ではないか」と

<sup>52</sup> 第211回国会参議院総務委員会会議録第8号19頁(令5.3.30)

<sup>&</sup>lt;sup>53</sup> NHK「職員の労災認定について」(令4.9.2)〈https://www.nhk.or.jp/info/otherpress/pdf/2022/20220 902.pdf〉

<sup>54</sup> 第211回国会参議院総務委員会会議録第8号14頁(令5.3.30)

考えると同時に、「正確で信頼できる情報を発信する担い手として、民放、あるいは新聞、 そしてNHKが多元的に役割を果たしていくということも重要ではないか」と考えている と答弁した<sup>55</sup>。

また、質疑者からは、受信料を財源としてインターネット上において無料で情報提供を行うNHKの手法に対し、公平競争確保の観点から民間放送事業者や新聞社が警戒心を持っているとの指摘がなされた。これに対し、稲葉会長は、インターネット活用業務を実施する際の競争条件等については公共放送WGでの議論を注視していきたい旨答弁した56。 なお、参議院の附帯決議においては、「協会は、常時同時配信等のインターネット活用業務の実施に当たっては、その影響力の大きさを十分認識し、国民・視聴者のニーズや動向を的確に把握するとともに、社会実証の結果や民間放送事業者等の見解に十分留意しつつ、関係者間での情報共有及び連携を図り、適正な規模・水準の下、節度をもって適切に実施すること」とされた。

### (5) インターネット活用業務に係る不適切な調達手続に関する問題

#### ア 不適切な調達手続が行われた経緯

令和5年5月に公表された、NHKによるインターネット活用業務に係る不適切な調達手続に関する問題について、会長の見解を問われ、稲葉会長は、「国会で御承認いただいた予算、事業計画に盛り込まれていない事業が稟議により執行されようとしたものでございまして、公共放送のガバナンス上あってはならない、大変深刻に受け止めてございます」と答弁した<sup>57</sup>。また、当該問題の一連の経緯について、稲葉会長は、「前経営企画担当役員は、昨年(令和4年)の10月、前会長から衛星放送番組を同時配信することの了解を得たと説明」したとし、これを踏まえ、「昨年(令和4年)12月に衛星放送の同時配信を名目とする設備が含まれました設備投資を行う稟議が起案」され、「関係役員による承認を経て、前会長が決裁を行った」とした上で、「稟議の起案は設備の開発整備を所管する技術局が行い、関係する役員6名が審査し、特段の指摘はなく全員が承認した」と答弁した<sup>58</sup>。

# イ 不適切な調達手続が行われた原因と再発防止に向けた取組

当該問題が発生した原因について、稲葉会長は、「今回の問題では、稟議を承認した当時の役員が稟議書の記載内容を十分に精査せず、インターネット活用業務実施基準との整理や対外的な説明などのリスクに関する認識が不足していた」ほか、「稟議の在り方など、経営の意思決定の仕組みやその在り方において曖昧な点があったために、誤った形での意思決定がなされそうになったことが大きな問題だというふうに思っております」と答弁した<sup>59</sup>。

また、質疑者からは、今回問題となった支出について、理事会に諮らず一部の役員の

<sup>55</sup> 第211回国会衆議院総務委員会議録第7号3頁(令5.3.14)

 $<sup>^{56}</sup>$  第211回国会衆議院総務委員会議録第7号3~4頁(令5.3.14)

<sup>57</sup> 第211回国会参議院総務委員会会議録第13号(令5.6.13)

<sup>58</sup> 第211回国会参議院総務委員会会議録第13号(令5.6.13)

<sup>59</sup> 第211回国会衆議院総務委員会議録第14号 (令5.6.8)

稟議だけで当該支出を決定した理由が問われた。これに対し、稲葉会長は、「本来であれば理事会で審議すべき事案でございまして、そのプロセスを経ないまま稟議で業務を執行しようとした当時の内部統制の在り方にはやはり問題があったというふうに思っております」とした上で、「私の直下で弁護士などから成る検討会を設置いたしまして、意思決定プロセスなどの徹底した改革を図っていきたい」と考えており、「重要な案件は理事会で審議することを徹底し、再発防止、内部統制の立て直しを行っていくこととしたいと思っております」と答弁した<sup>60</sup>。

# ウ 経営委員会の見解と監督責任

質疑者からは、当該問題に対する経営委員会委員長の見解が問われた。これに対し、 森下俊三委員長は、「経営委員会といたしましては、このような事案は極めて遺憾であり まして、令和5年度のNHK予算、それからインターネット活用実施基準、実施計画の 審議の際には、説明のない内容をチェックするということは極めて困難でありますし、 執行部に対しましては、経営委員会に諮る際は丁寧で正確な説明に努めていただきたい と伝えております」とした上で、「事後対応といたしましては、執行部や監査委員会から 報告を受けて、きちんとガバナンスを利かせていきたいと考えております」と答弁した<sup>61</sup>。 また、質疑者からは、当時の業務執行体制が正しかったかどうかは経営委員会で検証 の上、再発防止策を講じるのが筋であり、監督機関としての経営委員会が主導して再発 防止策も含めて正していくべきではないのかとの指摘があった62。これに対し、森下委員 長は、「(令和5年) 5月16日の経営委員会では、再発防止策の検討をめぐって執行部と 経営委員会で議論।をし、その結果、「契約の手続あるいは稟議の在り方、予算執行の意 思決定の仕組み、リスク管理、こういったものは業務の執行に関わる内容でございます ので、実効的な再発防止策を検討し、実行する観点から、執行部がまず案を作っていた だいて、再発防止策を作っていただいて、経営委員会に報告していただく。その上で、 監査委員会が監査をして、経営委員会としての判断をする」という結論に至ったと答弁 した<sup>63</sup>。

# 4. おわりに

近年、NHK予算に付された総務大臣の意見では、「業務」・「受信料」・「ガバナンス」の

<sup>&</sup>lt;sup>60</sup> 第211回国会参議院総務委員会会議録第13号(令5.6.13)。なお、NHKは令和5年6月21日に、外部の有識者4名を会長直属のアドバイザーとして任命した上で、「NHK執行部ガバナンスレビューに関する専門委員会」を設置し、NHKの意思決定の在り方や稟議規程などの在り方等について検討を進めると発表した(NHK「稟議事案に関する再発防止策の検討について」(令5.6.21)〈https://www.nhk.or.jp/info/otherpress/pdf/2023/20230621\_2.pdf〉)。

<sup>61</sup> 第211回国会参議院総務委員会会議録第13号(令5.6.13)

<sup>62</sup> 令和5年5月16日の経営委員会において、稲葉会長は、「内部のリスクの対応の仕組みだけでは十分ではなくて、一般企業はその上の取締役会でもって、そのリスクを改めて評価し、執行部に対して適切なリスク対応をするようにというのは取締役会が果た」しているとした上で、「個々の経営について逐一指図するわけではなくて、在り方として取締役会の方から注意を喚起する仕組みを提言する」という役割を「経営委員会に担っていただけないか」と述べている(「日本放送協会第1424回経営委員会議事録」(令5.5.16)〈https://www.nhk.or.jp/keiei-iinkai/giji/g1424.html〉)。

<sup>63</sup> 第211回国会衆議院総務委員会議録第14号(令5.6.8)

いわゆる三位一体改革に不断に取り組むことをNHKに求めており、令和5年度も同趣旨の意見が付されている。その一方、令和5年度NHK予算では、10月からの受信料値下げが盛り込まれており、構造改革や経営努力といったNHKのこれまでの取組の一定の成果が表れたとも言えよう。

しかしながら、NHKでは、インターネット活用業務に係る不適切な調達手続に関する問題が発生し、国会での質疑や報道<sup>64</sup>等において、NHKのガバナンス上の問題が指摘されている。こうした点を踏まえ、NHKには今後、ガバナンス強化に向けた取組の一層の推進が求められる。

近年、インターネットやモバイル端末の普及等により、テレビ番組の視聴スタイルを始め、NHKを取り巻く環境にも大きな変化が生じている。令和5年度は現行の中期経営計画の最終年度に当たり、令和6年度からスタートする次期中期経営計画の策定が進められることとなるが、稲葉会長の下で、どのようにして公共放送・公共メディアとしての役割を果たしていこうとするのか、また、NHKにおける「業務」・「受信料」・「ガバナンス」の三位一体改革をどのように推進していくのか、今後のNHKの取組が注視される。

(はだの こうだい)

<sup>64 『</sup>産経新聞』(令5.6.7)